

第13次鉱業労働災害防止計画の策定について

平成30年2月1日
産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 計画策定の背景

鉱山における労働災害の防止を図るためには、国、事業者等の関係者が一体となった対策を総合的かつ計画的に実施することが必要である。このため、経済産業大臣は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第6条(労働災害防止計画の策定)及び第114条第1項(鉱山に関する特例)の規定に基づき、中央鉱山保安協議会の意見をきいて、鉱山における「保安」に係る労働災害防止計画を策定することとされている。

現行の第12次鉱業労働災害防止計画(平成25～29年度)は、本年度末をもって計画期間が終了することから、今般、当該計画期間中の結果を踏まえ、新たに第13次鉱業労働災害防止計画(平成30～34年度)を策定する。

2. 第13次鉱業労働災害防止計画(案)の概要

第12次鉱業労働災害防止計画期間中における取組状況の評価においては、

- ・ 鉱山保安マネジメントシステムの導入は鉱山における労働災害防止に有効、
 - ・ 中小零細規模鉱山では、鉱山保安マネジメントシステムの導入の遅れが見られており、円滑な導入を図る工夫が必要、
 - ・ 自主保安の徹底、鉱山における安全文化と倫理的責任の醸成が重要、
 - ・ 重篤災害の発生割合が多い状況を踏まえ、こうした災害の未然防止のためのリスクアセスメントの徹底と、死亡災害・重篤災害の徹底した原因究明と再発防止が必要、
 - ・ 鉱種の違いに応じた災害発生の状況についての対策が必要、
 - ・ 現場保安力の向上のための保安管理や人づくりへの取組が重要、
 - ・ 鉱山保安人材の減少や新技術の進展等を踏まえ、保安技術の向上や鉱山保安分野への新技術の導入・普及を促すことが必要、
- 等が示された。

第13次鉱業労働災害防止計画ではこれらを踏まえつつ、まず、計画期間中の目標としては、災害を減少させるとともに、重篤な災害を最小限に抑えるため、①毎年の死亡災害をゼロ、②年平均で度数率を0.70以下、③年平均で死亡災害を除く重篤災害の度数率を0.50以下、の3つの指標を目標に掲げる。また、これらを達成するため次の対策事項を示すこととする。

(1) 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

これまで推進してきた鉱山保安マネジメントシステムの導入について引き続き一体となって取り組むとともに、導入を進展させている鉱山は、実情に応じてより最適なシステムとなるよう努める。

鉱山保安マネジメントシステムの導入に遅れがみられる中小零細規模鉱山の取組が容易に行い得るよう各鉱山の状況に応じた助言等を一層きめ細かく行う。

(2) 自主保安の推進と安全文化の醸成

鉱業権者、保安統括者、保安管理者、作業監督者、その他の鉱山労働者が、それぞれの立場と職責に応じて、自主保安を徹底する。

鉱山において、組織の全ての構成員の安全を最優先する「安全文化」を醸成し、倫理的責任の下に鉱山の活動が行われるよう、経営トップは保安に関する環境作りに努める。

(3) 個別対策の推進

死亡災害・重篤災害について徹底した原因究明と再発防止、ヒューマンエラーによる災害防止、発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進、鉱種の違いに応じた災害に係る防止対策の推進を図る。

(4) 基盤的な保安対策と新技術の推進

鉱業権者は、基盤的な保安対策として、露天採掘場の残壁対策、坑内の保安対策、粉じん防止等作業環境の整備等を引き続き実施する。

産学官が連携し、保安技術の向上や普及に努めるとともに、ロボット、センサー、自動化等の新技術の実証・情報提供等により鉱山保安分野への適用を推進する。

(5) 現場保安力の向上

鉱業権者は、単独作業及び非定常作業に携わる者の災害を防止するため、作業関係者でのリスク共有のためのコミュニケーション活動等鉱山全体での保安管理に努める。カメラ、センサーによる記録・管理等により災害の未然防止、原因究明に努める。

鉱業権者は、危険体感教育、危険予知の実践教育等の機会を設ける。現場保安力向上の取組を鉱山保安マネジメントシステムの中で毎年度評価し改善を推進する。

(6) 国、鉱業関係団体等の連携・協働による保安確保の取組

国は、外部専門家による保安指導、鉱山労働者等を対象とした各種研修や災害情報の水平展開等に取り組む。鉱業関係団体は、保安管理マスター制度の運用・改善をはじめとした自主保安体制強化のための支援等、鉱山災害防止のための活動を積極的に実施する。国・鉱業関係団体は、保安レベルの継続的向上につながるよう連携・協働する。特に中小零細規模鉱山に関しては、中央労働災害防止協会の活用、地域単位での情報交換、大規模鉱山による支援等が円滑に行われるようきめ細かく対応する。

3. 今後の予定

平成30年2月～3月 : パブリックコメント募集

3月下旬 : 官報掲載

(参考条文)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)(抄)

第二章 労働災害防止計画

(労働災害防止計画の策定)

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。

(変更)

第七条 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

(公表)

第八条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(勧告等)

第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

(鉱山に関する特例)

第百十四条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安(衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。)については、第二章中「厚生労働大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

2 (略)

(適用除外)

第百十五条 この法律(第二章の規定を除く。)は、鉱山保安法第二条第二項 及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 (略)